

意見書案第7号

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書について

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年10月29日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところですが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面しています。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになりました。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要です。

よって、国においては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講じるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年10月29日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長、
参議院議長

意見書案第 8 号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書について

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を
次のとおり提出するものとする。

令和 3 年 1 0 月 2 9 日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療・介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、国においては、令和 4 年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現するよう強く要望します。

記

1. 令和 4 年度以降 3 年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針 2021 において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされていますが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。
また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものです。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和 3 年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和 2 年度と同額とする負担調整措置については、令和 3 年度限りとすること。
4. 令和 3 年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和3年10月29日

士別市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、
経済再生担当大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第9号

特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書について

特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年10月29日提出

議会運営委員長 十河剛志

特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は2010年度の12万1,815人から2020年度には14万4,823人と、10年間で2万3,008人増えています（令和2年度学校基本調査）。一方、学校数は2010年度が1,039校で2020年度が1,149校と110校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設が進んでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子供たちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしています。

各学校では、1つの教室をカーテンやついたてで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。トイレが足りず休み時間に行列ができる、スクールバスでの通学時間が1時間を超える等、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていません。

この問題の根本に、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校などにはある学校設置基準が、特別支援学校にはないことがあります。

多くの父母や保護者・団体が特別支援学校の設置基準策定を求めて運動を続けてきました。その運動が実を結び、設置基準策定が現実のものとなりつつあります。しかし、児童・生徒数や学級数の上限等を規定することや既存校にも設置基準を適用させるなど、実効性のある設置基準の策定なしには、特別支援学校の過大過密の解消や教育環境の改善にはつながりません。また、実効性のある設置基準を具体化させるためには大幅な予算増も必要です。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小中学校合わせて2010年度14万5,431人から2020年度30万540人と約2.07倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子供、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子供、個別対応が常時必要な子供等々、実態に大きな差があります。さらに、支援学級では一つの学級に小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子供を1人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げることが必要です。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 特別支援学校の実効ある設置基準を策定するとともに国の財政支援を拡充すること。
2. 特別支援学級の学級編制標準を改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 10 月 29 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、
参議院議長

意見書案第10号

大学生等への給付奨学金制度の拡充を求める意見書について

大学生等への給付奨学金制度の拡充を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年10月29日提出

議会運営委員長 十河剛志

大学生等への給付奨学金制度の拡充を求める意見書

文部科学省の2020年度学校基本調査によれば、高等教育機関（大学・短大・高専・専修学校）への進学率は83.5%に達しています（過年度高卒者等を含む）。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。

国は2020年度から高等教育の就学支援新制度を始めました。対象は住民税非課税世帯や準ずる世帯の学生で、それまで授業料減免を受けられた中間層の一部は逆に支援の網からこぼれ落ちており、制度は後退しています。コロナ禍の影響により多くの家庭が経済的に困窮するもとの、制度の拡充を求める声が広がっています。

文科省は奨学金返還の負担を軽減するためとして、2018年度入学生から新たな所得連動返還型奨学金制度を導入しましたが、収入ゼロでも毎月2,000円の返還を求めるなど問題があります。

奨学金は給付が基本であり、貸与の奨学金は教育ローンと同じです。日本政府が2012年9月に留保撤回した国際人権規約が求める無償教育を実現するためにも給付奨学金の充実こそ必要です。

OECD加盟国では日本のように大学授業料が高額で給付奨学金が非常に限定的という国はチリ・韓国しかありません。

日本の公財政教育支出の対GDP比（2017年度）は2.9%とOECD諸国の中で下から2番目です。これをOECD諸国平均4.1%まで引き上げれば、就学前から大学まで教育の無償化を進めることが可能となります。

よって、国においては、教育予算を増やし、大学生等に対する給付奨学金制度を拡充するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年10月29日

士別市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第11号

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書について

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年10月29日提出

議会運営委員長 十河 剛志

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響で、観光・インバウンド需要などの落ち込みや人流の抑制によって中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっています。

こうしたもと、本道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、特に、バレイショでは小玉傾向、てん菜では根部が肥大せず、玉ねぎでは変形などによる大幅な収量減少が見込まれています。また、野菜においては、収穫時期を迎え高温障害等で廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗においてかん水作業が追いつかず枯れてしまうなど大きな影響が出ています。さらに、酪農・畜産においても高温・干ばつにより、飼料作物が生育停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産への影響が危惧されています。

一方、水稲においては豊作基調にありますが、高温による乳白粒の発生など品質低下が心配され、加えて、2020年産米の過剰在庫で米価の下落が現実となっています。よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 一刻も早くコロナ禍を収束させる効果的な対策と、農畜産物の価格回復や消費拡大対策を強化すること。
あわせて、米の需要減少などコロナ禍の影響で2020年度の食料自給率が過去最低の37%となったことから、食料安全保障の観点に立つて国の責務のもと、水田対策予算の確保と実効性ある米の需給調整対策を講ずること。
2. 高温・干ばつの影響で農産物の大幅な収量減少が見込まれていることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払などの対応を図ること。
また、野菜を含む畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなど金融対策を最大限に講ずること。
3. 種子圃場においても高温・干ばつによる収量減少が懸念され、次年度以降の種子バレイショについては、恒常的な種子不足に拍車をかける恐れがあり、安定的な生産体制が図られる種子の確保対策を講ずること。
4. 高温・干ばつで牧草やデントコーンなどの収量減少や品質低下が見込まれ、酪農では生乳生産量の減少や乳質低下、畜産では栄養価の少ない粗飼料による発育への

影響が今後危惧されることから、酪農・畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保及び価格差補填等の対策を講ずること。

5. 記録的な高温・干ばつが続いたことから、被害農家からは畑地へのかんがい対策を求める声が高まっており、かんがいシステムの整備を図るとともに、高額なリールマシンなどの散水機やかん水資材等への助成など万全な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 10 月 29 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長